

第6章 環境の保全及び創造のための措置

環境保全及び創造のために講じることを予定している措置は、次のとおりである。

6.1 工事計画

- ・工事の実施にあたっては、工事車両出入口前の適切な誘導員配置や搬出入時間帯など、周辺地域における安全面に可能な限り配慮する計画である。なお、工事は原則として平日の昼間に行うが、事業計画地周辺は、昼間は自動車交通や歩行者通行が多くなっていることから、それらへの影響をできるだけ軽減するために、夜間にも工事を行う可能性がある。夜間工事を実施する場合には、必要最小限とし、近隣への説明及び警察、道路管理者等関係機関と協議調整を実施するとともに、周囲に病院等の環境保全施設があることを踏まえ、周辺への騒音・振動及び照明の影響を回避又は低減するよう配慮する。
- ・工事期間中の歩行者ルートについては、原則として現状の歩行者動線を確保する。ただし、歩道切り下げ工事等の敷地外工事を行う場合は迂回路を設置する。工事車両出入口部分で工事車両と歩行者が交錯するなどの影響が想定される。工事の実施にあたっては、工事車両出入口前の適切な誘導員配置や搬出入時間帯の配慮などにより、歩行者の安全を確保する計画である。
- ・自動車交通量の抑制に向けた取り組みとして、中高層部構造躯体を一部プレキャスト化することによって、型枠、鉄筋材、生コン等の工事車両台数を低減する計画とする。
- ・躯体工事階における養生足場の設置や躯体工事完了階のネット養生を行う他、クレーン揚重時の吊荷が敷地外に越境しないよう管理することにより、飛来落下災害を防止する計画である。
- ・工事関連車両は、主として阪神高速道路と幹線道路を利用する。また、工事関連車両の運行にあたっては、走行時間帯の配慮、運転者への適正走行の周知徹底、車両台数を削減する輸送体制の工夫などを行う計画である。なお、工事関連車両の出入口及び主要走行ルートについては、警察、道路管理者等の関係機関と協議調整を行い、工事着手に先立ち関係各社に対し周知徹底する。また、主要走行ルートが厳守されるよう、運転者教育、事故防止、工事関連車両の待機場所の確保や苦情処理など工事関連車両に係る運行管理体制を確立し、適切に運用する。

6.2 駐車場計画

- ・駐車場については、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（昭和39年大阪市条例第93号）（以下、「附置義務条例」という。）に基づくとともに、自動車交通発生を抑制すべく、住宅入居者の使用する駐車場台数として、必要最小限の台数（約404台）とする計画である。
- ・建物内の中央部にタワーパーキング3基（約104台/基）を設置することで、入出庫時の混雑を分散化させる計画である。車両出入口は交通安全対策として西側の共用車路側にIN・OUTで1箇所ずつ設け、交通渋滞対策としてタワーパーキング車室までの間に駐車待ちの車両が敷地内で滞留できる車路を確保する。さらに宅配用の搬出入車両の駐車スペースを設け、敷地外への駐車が発生しない計画とした。
- ・駐輪場及びバイク置場については、附置義務条例に基づく適切な台数を確保し、低層階に設置する計画である。

6. 3 緑化計画

- ・敷地内のオープンスペースや建物の低層部の屋上部分を積極的に緑化する。また、敷地南側道路沿いは、土佐堀川南岸歩行者専用通路と一体的な景観となるような緑化を行い、中之島五丁目地区にふさわしい都市景観の形成を図る計画である。
- ・緑化にあたっては、周辺の緑地に合わせた植栽を選定し、緑の連続性や生物多様性に配慮した植栽計画とする。
- ・地上部（1階）の西面及び南面は、新たに整備される歩道に沿って既存道路と一体となる街路樹を配置し、東面についても既存の歩道に沿って街路樹を配置する計画である。また、南面については街路樹に合わせて低木の植栽帯を施すとともに街路樹の列植の一部を防風対策樹木とし、生育環境に適したアラカシなどを選定するとともに、継続的に防風効果が得られるよう、適切な維持管理を行う。また、北東角及び南東角付近のオープンスペースにも緑地を配置する計画である。
- ・低層部（5階）には、施設利用者が立ち入ることが可能な庭園と南面建屋の外周部に植栽帯を配置する計画である。
- ・大阪市建設局公園緑化部緑化課並びに計画調整局開発調整部開発誘導課及び建築指導部建築企画課との協議を踏まえ、「大阪市みどりのまちづくり条例」（平成28年大阪市条例第31号）、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱い要領」（昭和49年制定）、「大阪市総合設計許可取扱要綱」（昭和54年制定）で定められた基準である敷地面積の3%及び公開空地の20%を上回る緑地を確保する計画とする。

6. 4 廃棄物に関する計画

- ・工事の実施に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）等の関係法令に基づき、発生抑制・リサイクル等について適正な措置を講ずる。また、再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定する等、循環資源のリユース・リサイクル対策を検討し、建設リサイクルの促進についても寄与するよう努める。

6. 5 環境保全計画

6. 5. 1 大気質

- ・工事区域の周囲に高さ3mの仮囲い（万能塀3m）を設置する。また、防塵ネットの設置、適宜散水及び車両の洗浄を行い、粉じんの発生及び飛散防止を図る。
- ・建設機械等からの大気汚染物質の排出量を抑制するため、工事工程の合理化、排出ガス対策型建設機械の採用、良質燃料の使用、効率的な搬出・搬入経路の設計による建設機械の移動量の低減及び必要以上の運転や不要な加速・減速を避けた省エネ運転に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。
- ・建設資機材搬入車両の計画的な運行により、適切な荷載を行い、工事関連車両の台数をできる限り削減する。

- ・工事中は、建設機械等の稼働状況を把握するとともに建設機械のエンジンや排気系の定期的な点検・整備による性能の維持・向上など適切な管理を行い、万一問題が発生した場合には、関係機関と協議のうえ、適切な対策等を検討、実施する。
- ・工事関連車両に対して、アイドリングストップの励行を行う。
- ・ラッシュ時など混雑する時間帯をできるだけ避けるとともに、各工事のピークがなるべく重ならないように工程を調整する等の工事の効率化・平準化に努め、車両の分散化を図る。
- ・走行ルートについては、幹線道路をできるだけ利用するとともに、複数のルートを設定し、車両の分散化を図る。
- ・作業員に対し、環境保全教育を行い、環境負荷低減の意義を周知し、個々の意識を高める。
- ・廃棄物については、場内で分別管理を行い、また分別のためのコンテナを設置し、二次的な排出や火災リスクを防ぐ。

6. 5. 2 騒音、振動

- ・建設工事の実施にあたっては、工事区域の周囲に遮音壁を兼ねた仮囲いを設置する。
- ・低騒音・低振動型の建設機械・工法の使用に努める。
- ・空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行、工事の平準化及び同時稼働のできる限りの回避等の適切な施工管理を行い軽減に努める。特に、環境基準を超えている地点付近を通行する工事車両や、環境基準を超えている地点に近い事業計画地内の建設機械等の配置や作業時間等については十分配慮する。
- ・騒音、振動について、定期的にモニタリングを行うことで状況を把握し、問題発生前に適切な対策等を検討・実施する。また、工事最盛期に工事関連車両による騒音・振動等について事後調査を実施する。
- ・夜間工事を実施する場合には、周囲に病院等の環境保全施設があることも踏まえ、周辺環境に配慮し、必要最小限とするとともに、できる限り騒音・振動等が発生しない工種・工法とし、警察、道路管理者等関係機関と協議調整の上、安全な工事計画を立て実施する。
- ・建設資機材搬入車両の計画的な運行により、適切な荷載を行い、工事関連車両の台数をできる限り削減する。
- ・ラッシュ時など混雑する時間帯をできるだけ避けるとともに、各工事のピークがなるべく重ならないように工程を調整する等の工事の効率化・平準化に努め、車両の分散化を図る。
- ・走行ルートについては、幹線道路をできるだけ利用するとともに、複数のルートを設定し、車両の分散化を図る。

6. 5. 3 日照障害

- ・計画建物について低層部と高層部による構成とし、高層部については板状を避けたタワー形状とすることにより、建物の横幅を抑え、周辺市街地への日影の影響をできる限り軽減する計画とする。
- ・本事業の建物による日影が及ぶ隣接敷地の所有者等に対しては、先方の要望も踏まえ、日照が遮られる時間帯及び留意すべき事項について説明を行う。

6. 5. 4 電波障害

- ・計画建物について低層部と高層部による構成とし、高層部については板状を避けたタワー形状とすることにより、建物の横幅を抑え、周辺市街地への電波障害の影響をできる限り軽減する計画とする。
- ・障害発生予測範囲内について、電波障害に係る申出や問合せ等が発生した場合には、丁寧に対応するとともに、速やかに調査を行い、本計画建築物の影響が確認された場合には、CATV導入などの適切な障害対策を実施する。

6. 5. 5 廃棄物・残土

- ・「建設リサイクル法」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクル等について適正な措置を講じる。
- ・廃棄物はできる限り場内で種類ごとに分別し、中間処理業者に引き渡すことなどにより再生骨材、路盤材等としてリサイクルを図る。
- ・廃棄物の搬出にあたっては、シートで覆うなど、飛散防止を行う。
- ・原寸発注（プレカット）の採用などに積極的に取り組み、発生量の抑制に努めるとともに、再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定するなど、循環資源のリユース・リサイクルのための対策を検討し、建設リサイクルの促進についても寄与するよう取り組む。
- ・産業廃棄物管理票の写しを確実に処理業者から受取り、最終処分まで適正に処理されたことを確認する。
- ・残土については、掘削時には場内の散水やシートで覆うなど、飛散防止を行う。
- ・発生した残土については、事業計画地外のストックヤードに搬出し、盛土や埋戻しなどへ原則全量再利用することを目標とする。なお、運搬にあたっては、運搬車両のタイヤ洗浄やシートで覆うなどの場外への拡散防止を行う。
- ・汚泥については、脱水等による縮減などにより発生量の抑制に努める。また、有害物質等の分析調査を行うとともに、再資源化施設による再生利用を図り、適正に処理する。

6. 5. 6 地球環境

- ・計画施設について、以下に示すように、地球温暖化防止に係る法令等に整合する施設としたうえで、さらなる二酸化炭素排出量の削減をめざす。

<地球温暖化防止に係る法令等への対応>

◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

建築物省エネ法では、2,000 m²以上の建築物を新築する場合、建築物エネルギー消費性能基準の適合義務（非住宅部分*）・届出（住宅部分）の対象となるため、一次エネルギー消費量基準による申請書・届出書を提出する。

（*非住宅部分の適合義務は建築基準法第6条第1項における建築基準関係規定）

◇大阪市建築物の環境配慮に関する条例

工事着手前に、下記事項について「建築物環境計画書」の届出を行う。

○建築物総合環境評価制度

延べ面積 2,000 m²以上であることから、評価制度（CASBEE 大阪みらい）に基づいて格付け（ラベリング）を行う。総合設計制度適用の許可要件は 5 段階中 3 段階（B+）以上であるが、本事業では A ランク以上をめざす。

○省エネルギー基準適合義務

延べ面積 10,000 m²以上（住宅は高さ 60m 超に限定）であることから、一次エネルギー消費量について省エネ法省エネ基準に適合した設計とする。

○再生可能エネルギー利用設備導入検討義務

延べ面積 2,000 m²以上であることから、太陽光発電システムを設置する。

- ・工事の実施にあたっては、最新の排出ガス対策型建設機械の採用及び工事の効率化に努めるとともに、建設機械及び工事関連車両について、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等の適切な施工管理を行い、二酸化炭素の排出量の削減に努める。

6. 5. 7 ヒートアイランド

- ・人工排熱抑制への配慮として、低層部の屋上部緑化や、熱負荷低減に配慮した断熱材や Low-e 複層ガラスの採用などにより ZEH-M Oriented 基準の達成並びに低炭素認定住宅の基準達成に努める。
- ・南側道路沿いから建物を後退させ、オープンスペースを確保し、都市の通風に配慮するとともに、土佐堀川沿いの歩行者専用道路と一体となった中之島五丁目地区にふさわしい快適な外部空間づくりに配慮する。

6. 5. 8 気象（風害を含む）

- ・建物周辺への常緑樹植栽による防風など、風害の抑制のための対策を検討するとともに、建物の低層部の南側地上部において植栽を行うなど、風害の抑制のための対策を実施する。
- ・防風植栽として使用する樹木は、生育環境に適したアラカシなどを選定するとともに、継続的に防風効果が得られるよう、適切な維持管理を行う。
- ・事業計画地の西側に隣接する敷地については、今後の周辺計画の状況も踏まえ、関係者と必要な協議を行う。

6. 5. 9 景観

- ・事業計画地は、「大阪市景観計画」により、事業計画地周辺は都心景観形成区域として位置づけられており、事業計画地を含む中之島地区は重点届出区域及び河川景観配慮ゾーンとなっていることから、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観の形成を図るよう計画する。
- ・建物は低層部と高層部に分けた構成とし、高層部を建物西側に配置することにより、東側への圧迫感を低減した計画とする。
- ・土佐堀川に面する南側道路沿いには、4 m の歩道状公開空地と緑豊かなオープンスペースを計画し、高木を配置し対岸からも緑が見えるよう配慮するなど、土佐堀川沿いの景観に配慮した計画とする。

6. 5.10 文化財

- ・工事の実施にあたっては、文化財保護法等の関係法令に基づき、必要な届出を行う。
- ・建設工事の実施にあたって、何らかの遺跡等が発掘された場合は、大阪市教育委員会と協議の上、適切に対応する。

6. 6 大阪市環境基本計画の推進

大阪市環境基本計画に定められた環境政策である「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」「地球環境への貢献」「すべての主体の参加と協働」に配慮し、前述した環境保全及び創造のための措置を講じ、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現に向けた計画の推進に努める。